

平成28年7月7日

各市町長
佐賀県農業協同組合中央会長
各農業協同組合代表理事組合長
佐賀県開拓畜産農業協同組合代表理事組合長
一般社団法人佐賀県配合飼料価格安定基金協会理事長
佐賀県農業共済組合連合会会長理事
公益社団法人佐賀県畜産協会会長
公益社団法人佐賀県獣医師会会長
公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会理事長

様

佐賀県農林水産部畜産課長



夏季休暇期間中における口蹄疫等の防疫対策の徹底について

日頃より、本県の家畜衛生の推進にご協力いただきありがとうございます。

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザについては、国内での発生はないものの、韓国や中国、台湾など東アジア地域では発生が確認されています。

また、韓国においては、先月下旬に済州島の豚飼養農場において豚コレラの発生が確認されました。

これから夏季休暇を迎え、中国や韓国等の口蹄疫が発生している国との人や物の往来が盛んになります。さらに、今年はブラジルにおけるリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックの開催にあわせ海外渡航者の増加が見込まれることから、口蹄疫等の家畜疾病の病原体が我が国に侵入する可能性も高くなります。

については、下記事項について家畜飼養者への指導を改めてお願いします。

記

1 海外渡航の自粛等の指導の徹底について

口蹄疫等の発生地域への渡航を可能な限り自粛するよう要請し、仮に渡航する場合には、以下の点に留意するよう指導すること。

(1) 渡航に当たっての留意事項

- ① 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- ② 動物との不用意な接触を避けること。
- ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ④ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

(2) 帰国後の留意事項

- ① 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、必要がある場合を除き、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 21 条の 2 第 1 号に規定する衛生管理区域をいう。）に立ち入らないこと。
- ② 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

2 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認

口蹄疫等の発生予防のためには、畜産農家におけるウイルス侵入防止措置が極めて重要であることから、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するよう、改めて指導すること。

3 衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底について

衛生管理区域に必要な人を入らせず、また、物を持ち込ませないようにする。やむを得ず人が立ち入る場合や物を持ち込む場合には、洗浄、消毒等を徹底し、衛生管理区域へ病原体を持ち込むことがないよう改めて指導を徹底すること。

4 早期通報の徹底

口蹄疫等を疑う症状を呈している家畜を発見したときは、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に届け出るよう指導を徹底すること。

佐賀県農林水産部畜産課

衛生担当：園部、鬼塚

TEL：0952-25-7122